

調達件名：ガバメントソリューションサービスの統合監視システムに係る構築及び保守

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	13	4	1		2	監視等データの通信は、既存のデータ通信回線を利用してやり取り可能でしょうか？	別途、監視用通信回線の敷設・提供が必要が判断するためです。	既存のデータ通信回線を利用できる場合は利用して構いません。なお、利用可能かどうかは本公告の閲覧資料をご確認ください。
2	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	3	1		2	統合監視システムの監視は遠隔より24時間監視が求められていますが、デジタル庁殿のGSS監視チーム（24時間監視を想定）に監視および、一次切り分け等の初期対応を依頼することは可能でしょうか？（2次対応以降は弊社側で24時間対応窓口を設置し対応等を想定しております）	監視システムの監視を24時間、遠隔地等から別体制で行うのは、非効率と考慮。24時間のGSS監視体制に依頼するのが効率的ではないかと考えるためです。	本調達における「保守」では、納入したハードウェア・ソフトウェアについての保守です。統合監視システムを利用した監視業務については、デジタル庁職員が行うことを想定しております。
3	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	3	2	2	①		③集約したデータの取扱い の文章内に記載のSIEM サービス（閲覧資料参照）とありますが、該当の閲覧資料の参照先についてご教示ください。	データ集約機能とSIEM間のIFの仕様により実施する工数が変動するためです。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
4	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	3	2	2	②	1	②特殊管理装置からのデータ収集 の文章内に、「REST API やscp, rsync 等のプロトコルにより送付されるデータを遅滞なく収集、保存すること。」とありますが、データは、特殊管理装置からPUTでデータ集約機能に送信される想定でしょうか。もしくは、データ集約機能から特殊管理装置へ、GETで取りに行く必要がありますでしょうか。もしくは、上記の両パターンが想定されませんか？	データの取得方法により、アーキテクチャ及び工数が変動するためです。	ご指摘については、GET で取得しに行く必要があります。
5	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	2	4	2	1	1	リアルタイムデータの要件として、「5秒以下の頻度で表示内容を更新できること」とありますが、こちらは、画面表示の自動更新インターバルが5秒という意味であってよろしいでしょうか。GSS 利用機関等監視システムで検知した障害を5秒以内に画面表示ができる（エンドツーエンドの検知から表示が5秒以内）という要件ではないことを確認させてください。	求められる性能要件次第で、アーキテクチャ及び工数が変動するためです。	ご指摘については、データストア機能にデータが格納されてから、5秒以内に画面表示ができることを求めているものです。
6	質問	なし	-	-	-	-	-	GSSは貴庁のガバメントクラウドを利用する前提で考えておりますが、必要なリソース（サービスやログ保管場所）等のご用意いただける認識でよろしいでしょうか？	クラウド利用料を見積に含まれないことを明確にするためです。	本件においては、ガバメントクラウドは利用はできません。
7	質問	なし	-	-	-	-	-	作業場所に関してはリモートでの作業を前提とすることは可能でしょうか？	作業見積条件を明確にするためです。	デジタル庁と協議のうえ、仕様書に定める内容に影響がないのであるならば、妨げるものではありません。
8	質問	O1_調達仕様書（案）	14	3	3.2	(19)		リモート作業が可能な場合に教えてください。作業時間に関しては、極力、業務日の8:30～18:15以外の時間枠とする。と、捉えています。作業前に貴庁に許可を得る前提で、業務に支障がなければリモート作業でも上記時間に作業を行うことは可能でしょうか？	作業見積条件を明確にするためです。	作業場所については、デジタル庁と協議のうえ、仕様書に定める内容に影響がないのであるならば、妨げるものではない。なお、ご指摘の作業時間に関する記載は執務室に立ち入る場合に関するものであるため、リモート作業は想定していない。
9	質問	O1_調達仕様書（案）	3	1	1.4	(1)	1	GSS利用機関等監視システムは、初期構築ではいくつで、将来的にはいくつくらいになる想定でしょうか。また、各GSS利用機関等監視システムが出力する1日あたりの想定ログ総量（ファイルサイズ）をご教授いただけますでしょうか。	初期導入時の環境で必要となるリソースの規模感を確認するため。	初期構築については、本公告の閲覧資料をご確認ください。また、最終的には本契約期間内で20府省庁程度の増加を想定しています。
10	質問	O1_調達仕様書（案）	4	1	1.4	(2) ③、④	1	「図1-GSS統合監視システム全体構成」の中でデータストア機能、データ可視化・分析機能において、Azureサービス（Azure LogAnalytics、Azure Dashboard、Azure Sentinel）が記載されていますが、これらの利用は必須でしょうか。	調達仕様書および要件定義書に記載してある要件を満たす他のサービス（Elastic Cloud）での提案を検討しております。Azureの場合、複数の異なるサービスで監視基盤を構築するため、用途毎に異なるWEB画面（サイト）を参照する必要があるのに対し、Elasticは全ての機能が1つのWEB画面に集約されているため、運用面での操作性が比較的容易と考えます。また、分析用のダッシュボードのカスタマイズの容易さやログ種類や蓄積量が増えた際の拡張性にAzureよりも優位性があると考えます。	ご指摘の図については、要件定義書の図4、5に示しているとおり、具体的な製品名の記載はあくまで例示であるため、要件を満たすものであれば製品は問わない整理です。
11	質問	O1_調達仕様書（案）	6	1	1.6	-	1	「図4 4-ガバメントソリューションサービスの全体像」に記載してある以下の3点はGSS統合監視システムで扱いたい情報が記載されていると思ってよろしいでしょうか。 ・『利用者管理および認証サービス』 ・『クラウドサービスセキュリティ管理機能/各サービスによる脅威対策』 ・『グループウェアサービス/統合コミュニケーションサービス』	記載されている情報の意図を確認したいため。	ご指摘の図は、ガバメントソリューションサービス自体の概要を理解していただくために全体像についてお示ししたものです。本調達における監視対象は別添資料1. 要件定義書別紙 データ収集の対象となる監視機器・監視項目のとおりです。
12	質問	O1_調達仕様書（案）	8	2	2.1	-	1	「GSS利用機関等監視システムの運用状況やリソースの利用状況の分析結果（…）を踏まえて行うこと」とありますが、どのような情報を提供いただける予定でしょうか。今後、データストア機能の基盤費用を見積るにあたって、1日あたりに蓄積されるログ量の情報が必要となりますが、その情報がいただけたらと思ってよろしいでしょうか。	環境費の見積に必要な情報となるため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
13	質問	O1_調達仕様書（案）	8	2	2.2	-	1	「必要とするデータを各GSS 利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS 利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す」とありますが、設定仕様の設計や検討、依頼等を受注者が行う想定とし、設定の見直し（設定変更）は各GSS利用機関の構築運用事業者が実施していただけたらと考えてよいでしょうか。	運用中の既存システムに第三者が手を入れるのは難しい（構築運用事業者から見ても望ましくない）と考えるため。	以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
14	質問	O1_調達仕様書(案)	8	2	2.2		1	「ホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、同システムの構築運用事業者と調整の上、ホスト環境の拡張を行う」とありますが、こちらの設計、拡張等は構築運用事業者が実施していただけたらと思っておりますか。	運用中の既存システムに第三者が手を入れるのは難しい(構築運用事業者から見ても望ましくない)と考えるため。	<p>以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。</p> <p>以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。</p> <p>各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。</p> <p>具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。</p> <p>デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。</p> <p>なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。</p> <p>また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。</p>
15	質問	O1_調達仕様書(案)	8	2	2.2		1	リソース不足により拡張が必要となった場合の環境にかかる費用の見積は本調達仕様の対象外と考えてよろしいでしょうか。	見積時点で、不足の有無が確認できず、GSS利用機関の数や利用しているサーバのメーカーやディスク、メモリ等の諸元表、対象の機器、サーバ毎の拡張可能なスロット数なども不明なため。	<p>以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。</p> <p>以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。</p> <p>各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。</p> <p>具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。</p> <p>デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。</p> <p>なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。</p> <p>また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。</p>
16	質問	O1_調達仕様書(案)	18	3	3.5	(1) (2)	1	「受注者はデジタル庁の求めに応じ支援を行うこと。」と記載がありますが、ご相談の結果、追加で作業が発生する場合は別途お見積りで対応と考えてよろしいでしょうか。	見積範囲を確認するため。	追加で発生する作業に応じて協議を行うものと認識しております。
17	質問	O1_調達仕様書(案)	22	4	4.1	(1) ⑤	1	「Microsoft PowerApps等のローコード、ノーコードアプリケーション開発の実績があること。」とありますが、こちらはどの要件を満たすのに必要な次項となりますでしょうか。	要件定義書にて活用する場面が見つけられず、どのレベルのスキルが必要かが不明なため。	ご指摘については、Microsoft PowerApps等としているため、特定のサービスに限定する資格要件としておりません。
18	質問	O1_調達仕様書(案)	22	4	4.1	(1) ⑥ i	1	「ユーザビリティ、ユーザーエクスペリエンスを考慮したユーザーインターフェースのデザインの実績を有していること」とありますが、個別のWEBアプリケーションを構築ではなく、取り扱うタッチボード構築製品(サービス)で実現可能な範囲での設計・構築と考えてよろしいでしょうか。	調達範囲、構築範囲の確認のため。	ご認識のとおりです。
19	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	3	2	-	-	2	「本システムは、「データ転送機能」「データ集約機能」「データストア機能」「データ可視化・分析機能」の4つの機能から構成される」とありますが、これらの機能はすべて新規に構築する想定でよろしいでしょうか。	調達範囲、構築範囲の確認のため。	GSS統合監視システムの機能としていた「データ転送機能」は削除したうえで、「GSS利用機関等監視システムに対する構成の変更」に「監視データの転送」にかかる構成の変更を行うこととしています。そのうえで、GSS統合監視システムの「データ集約機能」「データストア機能」「データ可視化・分析機能」の3つの機能は新規に構築いただくものとなります。
20	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	3	2	2.2	③	2	「GSSが利用しているSIEMサービスに送付できること」とありますが、これは今回の調達範囲(今回構築するGSS統合監視システム)外のシステムを指しており、そのSIEMサービスに連携する機能構築は今回の調達範囲ではなく、連携するための機能を有すればよいと考えてよろしいでしょうか。	今回の構築範囲にもSIEMサービスの要素があり、その関係性、調達範囲、構築範囲を明確にするため。	ご指摘については、SIEMとの連携まで調達範囲に含まれます。
21	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	2.3	①	2	データ保存の最大容量30TBの根拠となる情報をいただけますでしょうか。	データストア機能の最大容量30TBの妥当性を確認したいため(類似案件の実績から、蓄積期間1年間でこの種類のログを蓄積するのに30TBは小さくないかを懸念します。また、情報の冗長化を考慮すると更にストレージが必要となる想定です。)	本公告の閲覧資料をご確認ください。
22	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	7	2	2.4	2.4.1	2	アクセス管理機能において、GSSが運用・管理する認証サービスとありますが、具体的に利用している認証サービスをご教授いただけますでしょうか。	要件定義書内に「OAuthやSAML等の標準的な認証プロトコルを用いて」の記載はありますが、接続の実現性可否を念のため確認するため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
23	質問	O1_調達仕様書(案) O2_別添資料1. 要件定義書	-	-	-	-	2	調達仕様書および要件定義書内に過去ログの取込に関する記載がありませんが、サービス開始後から情報を蓄積していく想定でよろしいでしょうか。	調達範囲、構築範囲の確認のため。	基本的にはサービス開始後に蓄積したデータの取り込みを想定しています。
24	質問	O4_別添資料2. 成果物一覧	2	1	-	-	2	成果物一覧内に、ネットワーク構成図(物理・論理)、フロアレイアウト図、機器諸元表とありますが、今回の構築は、個別の監視システムから上位のレイヤーの構築になるため、構築範囲外の構成が不明となります。成果物作成にあたって必要な情報はすべていただける想定でよろしいでしょうか。特にフロア設置工事等が不要な場合、フロアレイアウト図は不要でしょうか。	成果物の範囲を確認するため。	ご指摘をふまえ、ネットワーク構成図(物理・論理)、フロアレイアウト図、機器諸元表を削除のうえ、下記を追加しました。 システム構成図
25	質問	O1_調達仕様書(案)	4	1	1.4	(2)	1	【仕様書上の記載】 図1-GSS統合監視システム全体構成 【質問】 図1の赤枠内にAzure Sentinel等の製品名の記載がございますが、製品指定と理解すればよろしいでしょうか。仕様を満たす他製品での提案も可能でしょうか。	仕様を正しく理解するため	ご指摘の図については、要件定義書の図4、5に示しているとおり、具体的な製品名の記載はあくまで例示であるため、要件を満たすものであれば製品は問わない整理です。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
26	質問	01_調達仕様書(案)	6	1	1.7	-	1	【仕様書上の記載】 契約締結日から令和9年9月30日までとする。 【質問】 クラウドサービスを活用し構築した場合、契約満了時の対応として、受託事業者に求められる要件(調達範囲含むもの)はありますでしょうか。	仕様を正しく理解するため	ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 調達仕様書4.6(1)に追加 「⑨ クラウドサービスの利用における情報セキュリティに関しては「別添資料8.情報セキュリティ要件」を参照すること。」 別添資料8を追加
27	質問	01_調達仕様書(案)	6	1	1.8	-	1	【仕様書上の記載】 システム運用開始後は、随時の改定・改善作業を含む、保守業務を行う。 【質問】 「システム運用開始後は、随時の改定・改善作業を含む、保守業務を行う。」と記載があります。この記載は「随時の改定・改善作業も本調達内を含む(入札の落札額の中に含むこととし別途費用の請求を想定していない)」という理解で正しいでしょうか。	仕様を正しく理解するため	ご認識のとおりです。
28	質問	01_調達仕様書(案)	6	1	1.8	-	1	【仕様書上の記載】 システム運用開始後は、随時の改定・改善作業を含む、保守業務を行う。 【質問】 想定される「改定・改善作業」の頻度と作業内容をご教示ください。	積算条件を詳細化する必要があると考えるため	運用開始後に月一回開催する報告会に基づき報告される内容を踏まえ、改善・改定の要否が検討されるものと認識しておりますので、ご提案内容によるものと承知しております。
29	質問	01_調達仕様書(案)	8	2	2.2	-	1	【仕様書上の記載】 必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 【質問】 設定仕様の設計や検討及び構築運用事業者への作業依頼等については、受注者が実施し、設定の見直し(設定変更)は各GSS利用機関の構築運用事業者が実施するという理解で正しいでしょうか。	仕様を正しく理解するため	以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。
30	質問	01_調達仕様書(案)	8	2	2.2	-	1	【仕様書上の記載】 ホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、同システムの構築運用事業者と調整の上、ホスト環境の拡張を行う 【質問】 こちらの設計、拡張等については、構築運用事業者が実施するという理解で正しいでしょうか。	仕様を正しく理解するため	以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。
31	質問	01_調達仕様書(案)	8	2	2.2	-	1	【仕様書上の記載】 GSS利用機関等監視システムの構成変更は、同システムの構築運用事業者と調整の上、実施する変更内容については、GSS担当者との協議の上決定すること。 【質問】 既存のGSS利用期間等監視システムに変更を加える場合の設計・設定変更・構成変更や拡張に伴う構成品の調達等は、構築運用事業者側で実施するという理解でよろしいでしょうか？また、費用は本調達に含まないという理解でよろしいでしょうか。	積算条件を詳細化する必要があると考えるため	以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
32	質問	01_調達仕様書(案)	8	2	2.3	④	1	【仕様書上の記載】 ④データ可視化・分析機能 データ集約機能から送付されたデータを可視化・分析する機能を設計・構築すること。また、利用者の権限に応じて機関毎に分けたデータの可視化及び分析が行えること。 【質問】 「データの可視化及び分析が行えること」とありますが、「具体的にどんなシーンで、どんな情報を見える化し、どんな分析をしたい」といった要件があれば、1例、2例で結構ですのでご教示ください。	最適な製品選定を行うため	要件定義書2.4.1において、ダッシュボードテンプレートの事例を示しているの で参考にしてください。なお、提示したものはあくまで事例となります。
33	質問	01_調達仕様書(案)	18	3	3.4	(1)	1	【仕様書上の記載】 ⑨ 受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること。 【質問】 リモートからの支援のみではなく、現地オンサイトでの協力も求められるとの認識でよろしいでしょうか？	提案金額に影響があるため	ご認識のとおりです。
34	質問	01_調達仕様書(案)	22	4	4.1	(1)	1	【仕様書上の記載】 ⑤ Microsoft PowerApps 等のローコード、ノーコードアプリケーション開発の実績があること。 【質問】 特殊要件等へ対応するため、独自にアプリケーション等を開発し提供する要件が仕様上明確に確認できない状況です。本資格要件を求めている理由をご教示ください。独自にアプリケーション等を開発する要件がなければ、資格条件を外していただけないでしょうか。		ご指摘については、Microsoft PowerApps等としているため、特定のサービス に限定する資格要件としておりません。
35	質問	01_調達仕様書(案)	25	4	4.1	(4)	1	【仕様書上の記載】 ③ プロジェクトメンバ v バックエンドアプリケーション開発経験を有すること。 【質問】 バックエンドアプリケーションの開発は、静的型付け言語によるものに限るという認識でよろしいでしょうか。	的確な要員の割り当てのため	実際の開発言語を指定するものではありません。
36	質問	01_調達仕様書(案)	25	4	4.1	(4)	1	【仕様書上の記載】 ③ プロジェクトメンバ プロジェクトメンバは、以下の要件を全て満たすこと。なお、複数の担当者で要件を満たすことも認める。 i PowerApps、Azure Logic Apps、Power BI、Azure Workbooks による開発構築経験を有すること。 ii Kusto 照会言語 (KQL) による開発経験を有すること。 【質問】 Azureサービスでの構築を前提としているために採用された資格条件でしょうか。本資格要件を求めている理由をご教示ください。	Azureサービス以外の選定を検討しているため	ご指摘を踏まえて、仕様書から当該条件を削除いたします。
37	質問	01_調達仕様書(案)	26	4	4.3	(5)	1	【仕様書上の記載】 GSS 業務に従事する作業者はこれら規則を遵守する義務を負うと共に、作業開始に先立ちGSSが無償で提供するトレーニングを必ず受講しなくてはならない。また、事業者は作業者のトレーニング受講記録を適切に管理し、デジタル庁GSS の求めに応じて提出すること。(トレーニングは1～2時間を想定。) 【質問】 GSS無償トレーニングの受講について、リモートでの受講も可能でしょうか。	提案金額に影響があるため	リモートでの受講もできるように想定しています。
38	質問	01_調達仕様書(案)	26	4	4.3	(5)	1	【仕様書上の記載】 GSS 業務に従事する作業者はこれら規則を遵守する義務を負うと共に、作業開始に先立ちGSSが無償で提供するトレーニングを必ず受講しなくてはならない。また、事業者は作業者のトレーニング受講記録を適切に管理し、デジタル庁GSS の求めに応じて提出すること。(トレーニングは1～2時間を想定。) 【質問】 GSS無償トレーニングの受講について、保守運用リーダが代表で受講し、リーダが各保守運用メンバへ受講内容の共有にてトレーニング受講とすることは可能でしょうか。	提案金額に影響があるため	GSS業務に従事する作業者すべての者が受講していただく必要があります。
39	質問	01_調達仕様書(案)	26	4	4.3	(5)	1	【仕様書上の記載】 GSS 業務に従事する作業者はこれら規則を遵守する義務を負うと共に、作業開始に先立ちGSSが無償で提供するトレーニングを必ず受講しなくてはならない。また、事業者は作業者のトレーニング受講記録を適切に管理し、デジタル庁GSS の求めに応じて提出すること。(トレーニングは1～2時間を想定。) 【質問】 GSS無償トレーニングの受講について、人員の変更や増員時、随時実施いただける認識でよろしいでしょうか。	提案金額に影響があるため	GSS業務に従事する作業者すべての者が受講していただく必要があります。人員の変更や増員時における受講のタイミング等はデジタル庁と相談のうえ、決定 します。
40	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	2.1	-	-	1	【要件定義書上の記載】 図2-データ転送機能の例 【質問】 データ転送機能に関しては、冗長構成の要求記載がないように見受けられますが、問題ない認識でよろしいでしょうか。	提案金額に影響があるため	GSS統合監視システムの機能としていた「データ転送機能」は削除したうえで、「GSS利用機関等監視システムに対する構成の変更」に「監視データの転送」にかかる構成の変更を行うこととしており、図2は「GSS利用機関等監視システムの構成変更の例」としてあります。そのうえで、「GSS利用機関等監視システムに対する構成の変更」における「③ 監視データの転送」では冗長構成の要求をしておりません。
41	質問	02_別添資料1. 要件定義書	3	2	2.2	④	1	【要件定義書上の記載】 費用対効果を含めて最適な冗長構成を提案することとし、その構成内容について採点対象とする。 【質問】 具体的な採点基準をお示しください。 【要件定義書上の記載】 図4-データ集約機能とデータ可視化・分析機能の連携の例 【質問】 図4には、データ集約機能とデータ可視化・分析機能はクラウド環境に、監視システム+データ変換機能はオンプレミス環境に構築するイメージが記載されていますが、データ集約機能とデータ可視化・分析機能はSaaS/IaaS等クラウドサービス活用することを前提とされているのでしょうか？データセンタ等にサーバを構築するオンプレミス型はNGという理解でよろしいでしょうか。	仕様を正しく理解するため	本公告の評価基準書をご確認ください。
42	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	2.4	-	1	【要件定義書上の記載】 図4-データ集約機能とデータ可視化・分析機能の連携の例 【質問】 図4には、データ集約機能とデータ可視化・分析機能はクラウド環境に、監視システム+データ変換機能はオンプレミス環境に構築するイメージが記載されていますが、データ集約機能とデータ可視化・分析機能はSaaS/IaaS等クラウドサービス活用することを前提とされているのでしょうか？データセンタ等にサーバを構築するオンプレミス型はNGという理解でよろしいでしょうか。	仕様を正しく理解するため	仕様書の要件を満たすのであれば、オンプレミス型を排除するものではございません。
43	質問	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	2.4.2.1	-	1	【要件定義書上の記載】 3.4 で定義する「アクセス管理機能」を用いて、アクセス制御ができること。 【質問】 本小節内1「リアルタイムデータ」及び2「ステータスデータ」の3.4で定義する「アクセス管理機能」は、第2章第4節第1小節「ダッシュボード表示機能」に記載のある「<アクセス管理機能>」を指している理解でよろしいでしょうか。	要件の正確な理解のため	ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「2.3.1で定義する「アクセス管理機能」

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
44	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	2.4.3	-	1	【要件定義書上の記載】 監視対象機器及びサービスに障害等遅滞ない対応が求められる事象が発生した際に、担当者が把握できる為の通知機能を有すること。主な機能要件は以下の通り。 【質問】 本小節にはSMSに関する要件がありませんが、一般的なSMSを送信することを想定した時に受信する側の機器に受信拒否等の設定がなされている場合、設定変更作業は調達側で実施いただく理解でよろしいでしょうか。	作業範囲の明確化及び見積の正確性向上のため	ご認識のとおり。一般的なSMSを送信する際に、受信する側で受信拒否の設定がなされている場合は、基本的には設定変更作業は調達側で実施する。
45	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	2.4.3	-	1	【要件定義書上の記載】 2.4.3 メール・SMS 通知機能 【質問】 タイトルが「メール・SNS通知機能」となっていますが、メールのみならずSNSでの通知も必須要件の理解でよろしいでしょうか。	仕様を正しく理解するため	電子メールだけでなく、SMSでの通知も必須要件となる。ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「〇設定閾値、状態を検知後、遅滞なく電子メール及びSMSによる通知 ができること。」
46	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	3	3.2	-	1	【要件定義書上の記載】 デジタル庁から依頼を受けた上で行う設定作業（セキュリティに関するものなど、年1～2回程度を想定）に加え、「3.1 監視体制」の監視と連携し、障害発見時又は予見時には、保守サービスを提供しなければならない。 【質問】 設定作業（セキュリティに関するもの）との記載がありますが、具体的にどのような作業（対象、設定事項など）を想定されているか現時点の想定イメージを具体的にお示しください。	要件の正確な理解のため	今回の調達範囲における、システムの構成要素へのセキュリティパッチ適用等の作業を想定しています。
47	質問	O8_別添資料7.SLA項目一覧	4	2	2.2	-	1	【SLA項目一覧上の記載】 表 1-3 障害種別 【質問】 項番2のシステム重大障害の対象となる障害の以下項目について、具体的な条件は受注後に整理との認識でよろしいでしょうか。 ・データの欠損、重複 ・データ転送遅延（受注者責によるもの）	要件の正確な理解のため	データ欠損の度合いや転送遅延の度合いについては、ご認識のとおりです。
48	質問	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	2.4	2.4.1	1	ダッシュボードテンプレートについて、以下2つのダッシュボードテンプレートは、当該システムのネットワーク構成などの情報をご提供いただくことは可能でしょうか。 ・障害等発生について地理的観点から確認できる「ジオグラフィマッピングダッシュボードテンプレート」 ・障害等発生についてネットワークポロジ観点から確認できる「トポロジマップダッシュボードテンプレート」	ダッシュボードテンプレートの機能検討に必要となるため。	要件定義書に記載のダッシュボードテンプレートは例示であり、実際のダッシュボードテンプレートはそれをふまえた提案者によるご提案によるものである。
49	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	3	-	-	1	保守・監視について、保守対応のためのアクセスに関する通信要件はございますでしょうか（インターネット接続、VPN、指定の回線に係る要件等）	保守対応の構成検討および費用積算に必要となるため。	仕様書に基づいて、適切な保守やセキュリティが担保できるように提案してください。
50	質問	O1_調達仕様書（案）	3	1	4	(1)	1	【仕様書原文】 GSS が提供しているNW 機器等のオンプレミス環境を監視するシステムはZabbix もしくはそれに準ずるSNMP 監視システム（これらを「GSS 利用機関等監視システム」という。以下同じ。）により構築されている。 【質問】 Zabbixのバージョンと、Zabbix以外の監視システム名およびバージョンをお教えてください。	GSS利用機関等監視システムのシステムおよびバージョン確認のため	本公告の閲覧資料をご確認ください。
51	質問	O1_調達仕様書（案）	4	1	4	(2) ①	1	【仕様書原文】 データ転送機能は、GSS 利用機関等監視システムが取得し、変換したデータを、データ集約機能に転送する。 【質問】 データ集約対象の個別監視システムについて、どの程度システム数があるでしょうか。	業務範囲、作業対象数の確認のため	本公告の閲覧資料をご確認ください。
52	質問	O1_調達仕様書（案）	4	1	4	(2) ①	1	【仕様書原文】 データ転送機能は、GSS 利用機関等監視システムが取得し、変換したデータを、データ集約機能に転送する。 【質問】 データ集約対象の個別監視システムについて、それぞれの監視システムについての管理主幹はどちらになるでしょうか。	業務範囲の確認のため	個別監視システムとは、GSS 利用機関等監視システムであり、当該GSS 利用機関等監視システムは、それぞれのNW構築保守事業者が管轄しています。
53	質問	O1_調達仕様書（案）	4	1	4	(2) ①	1	【仕様書原文】 データ転送機能は、GSS 利用機関等監視システムが取得し、変換したデータを、データ集約機能に転送する。 【質問】 データ集約対象の個別監視システムについて、当該システムに「データ変換・エクスポート」機能を組み込むあたり作業主幹は本業務受託業者か、当該システム運用事業者のどちらになるでしょうか。	業務範囲の確認のため	統合監視システムの機能としていた「データ転送機能」は削除したうえで、「GSS利用機関等監視システムに対する構成の変更」に「監視データの転送」にかかる構成の変更を行うこととします。 そのうえで、以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
54	質問	O1_調達仕様書（案）	4	1	4	(2) ①	1	<p>【仕様書原文】 データ転送機能は、GSS 利用機関等監視システムが取得し、変換したデータを、データ集約機能に転送する。</p> <p>【質問】 本調達にて各監視システムとの調整が必要となる場合、調整する主幹は本業務受託業者となるでしょうか。</p>	業務範囲の確認のため	<p>以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。</p> <p>以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。</p> <p>各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。</p>
55	質問	O1_調達仕様書（案）	4	1	4	(2) ④	1	<p>【仕様書原文】 データ可視化・分析機能は、データ集約機能より送付されたデータを格納するとともに、利用者の権限に応じた範囲のデータを利用者の要求に応じた形態で可視化する。</p> <p>【質問】 データ格納はデータストア機能の役割となるでしょうか。 図1ではデータ集約機能とデータ可視化・分析機能間の直接のコネクションは描かれておりませんでした。</p>	ご要望されているシステム構成の正しい理解のため	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>「データ可視化・分析機能は、利用者の権限に応じた範囲のデータを利用者の要求に応じた形態で可視化する。」</p>
56	質問	O1_調達仕様書（案）	6	1	7		1	<p>【仕様書原文】 契約締結日から令和9年9月30日までとする。</p> <p>【質問】 機器設置がある場合、撤去・原状復帰も本調達に含まれるでしょうか。また、含まれる場合は契約期間中での対応となるでしょうか。</p>	業務範囲の確認のため	<p>オンプレミスで機器を設置する場合は、デジタル庁で指定する場所に設置すること。そのうえで、設置した機器は、期間終了後、デジタル庁が引き取ります。</p>
57	質問	O1_調達仕様書（案）	8	2	2		1	<p>【仕様書原文】 GSS 利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、同システムの構築運用事業者と調整の上、ホスト環境の拡張を行う。GSS 利用機関等監視システムの構成変更は、同システムの構築運用事業者と調整の上、実施する。</p> <p>【質問】 調整が必要となった場合、ホスト環境の拡張を行うのは当該システムの構築運用事業者にて実施されるという認識でよいでしょうか。また、それに伴い発生するホスト環境の拡張に必要な費用や、構築運用事業者に発生する費用については本調達には含まないという認識でよいでしょうか。</p>	調達範囲の確認のため	<p>以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。</p> <p>以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。</p> <p>各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。</p>
58	質問	O1_調達仕様書（案）	14	3	2	(17)	1	<p>【仕様書原文】 本仕様書で要求する機能の一部が利用できない場合は、代替機能を受注者の負担で提供すること。</p> <p>【質問】 機能実現のために既設環境の設定・構成変更が発生する場合は許容されるでしょうか。許容される場合、設定および構成変更は既存事業者が対応されるでしょうか。また、その場合の費用負担の考え方についてお教えください。</p>	調達範囲の確認のため	<p>既設環境への対応は当該環境を構築した事業者にて対応することを想定しています。</p>
59	質問	O1_調達仕様書（案）	14	3	2	(18)	1	<p>【仕様書原文】 本仕様書において共用機器については、デジタル庁担当者にて指定する場所に設置すること。また、新たな拠点の追加又は拠点の削減による設置機器の移動についても対応できること。なお、設置機器の移動に係る費用は、本調達に含まない。</p> <p>【質問】 本調達範囲の提供中に、拠点の増減としておおよその程度見込まれますでしょうか。また、増減する時期は本契約期間内で見込まれますでしょうか。</p>	調達物品、稼働量把握のため	<p>最終的には本契約期間内で20府省庁程度の増加を想定しています。</p>
60	質問	O1_調達仕様書（案）	16	3	3	(2) x	1	<p>【仕様書原文】 納品時には、全てのサービス（サービスを提供するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を含む。）について脆弱性検査を行い、問題が発見された場合は、是正した上で納品すること。</p> <p>【質問】 脆弱性検査については、同等の自社サービス利用による報告でもよいでしょうか。</p>	仕様条件の確認のため	<p>一般的な脆弱性の検査が確実に実施できているならば、サービスの指定はございません。</p>

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
61	質問	01_調達仕様書(案)	18	3	3	(7)	1	<p>【仕様書原文】 また、引継ぎを行うこととなった場合は、少なくとも2週間の間、当該事業者の業務の習熟への協力、支援、問合せ対応等を行うこと。なお、引継ぎに必要な経費は、本調達の経費に含めることとし、具体的な協力、支援、問合せ対応等の実施期間、実施方法等について、提案に記載すること。</p> <p>【質問】 引継ぎがある場合、本契約期間中に実施される前提でよいでしょうか。 また、引継ぎ期間中の現地常駐は求められるでしょうか。</p>	稼働量把握のため	本契約期間中に実施される前提です。
62	質問	01_調達仕様書(案)	18	3	4	(1)⑧	1	<p>【仕様書原文】 技術サポートの提供に当たっては、迅速な対応を可能とする体制とするとともに、調整の必要な製造元等との連絡が取れる体制を確保すること。なお、窓口は1か所とすること。</p> <p>【質問】 想定されている連絡手段、窓口を利用する対象者(組織、対象人数)、頻度についてお教えください。</p>	業務体制の見積りのため	構築されたシステムの完成度による部分が大きいと思われるが、適切なシステムに応じた窓口を利用する頻度を指定していただければと思います。
63	質問	01_調達仕様書(案)	18	3	4	(1)⑨	1	<p>【仕様書原文】 受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること。</p> <p>【質問】 移設や他システム機器との接続、別ソフトウェアの追加インストールの必要が生じた場合は、協議の上必要に応じて契約変更を行うという認識でよいでしょうか。</p>	仕様条件の確認のため	先のような事象が生じた場合においては、生じた内容に応じて、デジタル庁と協議することとなります。
64	質問	01_調達仕様書(案)	19	3	5	(2)	1	<p>【仕様書原文】 デジタル庁は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、ガバナメントソリューションサービスで提供する一部サービスの廃止を検討することがあるため、受注者はデジタル庁の求めに応じ支援を行うこと。</p> <p>【質問】 提供範囲や契約期間の短縮も考えられますが、この場合は協議の上契約変更を行うという認識でよいでしょうか。</p>	仕様条件の確認のため	廃止するサービスの内容や範囲などによって支援の内容が異なるため、その支援の内容に応じて、デジタル庁と協議することとなります。
65	質問	01_調達仕様書(案)	20	3	6	(4)①	1	<p>【仕様書原文】 デジタル庁において、担当職員が受注者立会いの上、試験運用を実施後、本業務に係る検収を実施する。</p> <p>【質問】 ご契約期間は「令和9年9月30日まで」(1.7 契約期間 より)ですが、構築が完了した段階で検収が行なわれ、合格となった場合に構築分をご請求することとなるでしょうか。 契約全期間における、検収・ご請求タイミングについてお教えください。</p>	検収・ご請求・お支払い時期の確認のため	実施内容に応じて対応いたします。
66	質問	01_調達仕様書(案)	22	4	1	(1)⑥i	1	<p>【仕様書原文】 ユーザビリティ、ユーザーエクスペリエンスを考慮したユーザーインターフェースのデザインの実績を有していること。</p> <p>【質問】 ツール標準の画面構成、ユーザーインターフェースご提供の実績でよろしいでしょうか。</p>	求められる実績のレベル感が不明なため。	ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「監視システムのダッシュボードに関して、ユーザビリティ、ユーザーエクスペリエンスを考慮したユーザーインターフェースの構築実績を有していること。」
67	質問	01_調達仕様書(案)	23	4	1	(3)⑤	1	<p>【仕様書原文】 契約開始日から、原則として「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)に規定する行政機関の休日を除く日において、通常、9:30~18:15の間、デジタル庁が連絡を取ることができる体制を確保すること。また、緊急時の連絡体制及び連絡手段を確保すること。</p> <p>【質問】 時間外および緊急時の連絡体制については、通常のサポート受付窓口とは別扱い(例:別の連絡先、複数指定)としてもよいでしょうか。</p>	仕様条件の確認のため	基本は同一が望ましいですが、やむを得ない場合は、通常のサポート受付窓口とは別扱いでも可能です。
68	質問	01_調達仕様書(案)	23	4	1	(3)⑦	1	<p>【仕様書原文】 収集したデータ等を消去する際には、デジタル庁から承認を得て、全て受注者が行い、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全にデータを消去すること。データ消去作業に必要な場所や機器等については、受注者の負担で用意すること。データ消去作業終了後、受注者はデータの消去完了を明記した証明書をデジタル庁に提出すること。</p> <p>【質問】 プラットフォームとしてクラウドサービスの利用を想定する場合、データ復元ソフトウェアの利用ができない場合はデータ消去証明としてストレージの削除記録が考えられます。 クラウド提供事業者からの証明書発行ができない場合、証拠と本業務受託業者からの報告書を証明書とできるでしょうか。</p>	仕様条件の確認のため	データストレージ削除の場合には、削除の報告書で代用可能です。
69	質問	01_調達仕様書(案)	25	4	2		1	<p>【仕様書原文】 作業場所(運用・保守を除く)及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。また、デジタル庁において作業が必要な場合は、担当職員と協議すること。</p> <p>【質問】 作業場所は作業要員の自宅(リモートワーク)も許容されるでしょうか。</p>	作業場所条件の確認のため	デジタル庁と協議のうえ、仕様書に定める内容に影響がないのであれば、妨げるものではありません。
70	質問	01_調達仕様書(案)	26	4	3	(5)	1	<p>【仕様書原文】 GSS業務に従事する作業者はこれら規則を遵守する義務を負うと共に、作業開始に先立ちGSSが無償で提供するトレーニングを必ず受講しなくてはならない。</p> <p>【質問】 トレーニングについては、本業務受託業者の自社での実施は可能でしょうか(例:Eラーニング形式によるもの)</p>	要員開始手順の確認のため	リモートでの受講もできるように想定しています。
71	質問	02_別添資料1.要件定義書(G	3	2	2	①	1	<p>【要件定義書原文】 複数の「データ転送機能」から同時並行してデータを受信し処理できること。なお、同時並行数は運用を通して並行できること。</p> <p>【質問】 データ転送機能からの同時並行して受信する同時並行の現時点での想定数をお教えください。 また、契約期間中に同時並行数が増減する想定がある場合は、その想定数をお教えください。</p>	調達規模・調達機材選定確認のため	利用機関等システムの個数分は並列性が必要であるが、詳細は本公告の閲覧資料をご確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
72	質問	08_別添資料7. SLA項目一覧	5	2	3		1	【SLA項目一覧原文】 (表1-4) (表1-5) 【質問】 障害通知について、通知完了とみなされる考え方をご提示ください。 たとえば緊急性が求められるシステム重大障害の通知について、メール（自動、手動問わず）での通知をもって通知完了とみなせるでしょうか。	SLAを満たす業務体制の見積りのため	メールや SMS での通知をもって通知完了となります。
73	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	4	-	1	図4、5の中では例として、“Azure logAnalytics”、“Azure Monitor”、“Azure Sentinel”、“Azure Dashbord”を利用するように見受けられますが、文章内ではこれらを利用する文章はございませんでした。 Azure製品はあくまでも例になり、Azure製品に限定していないという理解でよろしかったでしょうか。	ダッシュボード作成における提案範囲を明確化するため	ご認識のとおり、具体的な製品名の記載はあくまで例示であるため、要件を満たすものであれば製品は問わない整理です。
74	質問	01_調達仕様書（案）	3	-	-	-	1	データ収集の対象となる監視項目について、利用する機器ベンダーにより異なるものとなり、全て記載の項目が取得可能ではないと認識していますが、この監視項目は参考情報という位置づけの認識でよろしいでしょうか？	監視項目の対象を明確にするため	別添1 別紙1に記載したものを監視項目の対象と考えています。ただし、製品のAPIの制限等により正確に値が取得できないものはデジタル庁と協議することとします。
75	意見	02_別添資料1. 要件定義書	7	2	4	-	4	「図5- データ可視化・分析機能の例」に「Azure Sentinel」が「分析・脅威検知」として記載されています。本文には該当の要件が記載されていません。調達の範囲の内外の旨、記載された方がよいと思います。	各社の見積もり機能が同じになるように必要かと思えます。	図の中の具体的な製品名の記載はあくまで例示となります。
76	意見	02_別添資料1. 要件定義書	4	2	2	-	4	「図3- データ集約機能の例」の「監視対象システム」「導入対象サーバー」「特殊危機管理装置」について、台数及び設置場所（拠点数）を仕様書にご記載された方がよいと思います。	データ転送機能の導入及び連携作業の対象となり、お見積り対象となるためです。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
77	意見	02_別添資料1. 要件定義書	4	2	2	-	4	「Defender for Cloud」などの脆弱性を検知する仕組みは今回の調達範囲に含んだ方がよいと思います。	本調達で作成する監視の仕組みが他のAzure環境と独立している場合、脆弱性等の検知ができる構成が望ましいと思います。	ご指摘を踏まえ、下記のとおり追記いたします。 「Oデジタル庁が提供する Microsoft Defender をインストールすること」
78	意見	02_別添資料1. 要件定義書	2	2	1	-	4	「GSS 利用機関等監視システム・データ転送機能の正常性チェックのため、一定期間（1時間未満の間隔で）ごとにハートビートデータをデータ集約機能に送付すること。」について、fluentd の基本的なハートビート監視では、fluentd がインストールされたサーバー自体の電源断については検知できるが、例えば監視システムのZABBIXのみ異常終了したなどの検知は標準ではできない。これらの監視システム上で稼働すべきミドルウェアの監視要否について、明確に記載された方がよいと思います。	ZABBIX など監視に必要なプロセスが落ちた場合に検知が困難になるかと思えます。	ご指摘のような監視システムのZABBIXのみ異常終了した場合には、fluentdから転送されるハートビートデータの内容などから判断できるものと考えています。
79	意見	01_調達仕様書（案）	4	1	1.4	(2)④	3	「データ可視化・分析機能は、データ集約機能より送付されたデータを格納するとともに・・・」とありますが、可視化・分析機能はデータ格納は発生しないため、「データ可視化・分析機能は、データストア機能が格納したデータに対して利用者の権限に応じた範囲のデータを利用者の要求に応じた形態で可視化する」などにするのがよいと考えます。	記載誤りと考えられるため	ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「データ可視化・分析機能は、利用者の権限に応じた範囲のデータを利用者の要求に応じた形態で可視化する」
80	意見	01_調達仕様書（案）	7	1	1.8	-	1	現状のスケジュールの場合、試行運用期間1ヶ月を考慮すると実際の構築は3ヶ月程度となる想定です。初期導入時の対象の利用機関の数等が現状不明瞭ではありますが、構築期間としては短いと感じております。 サービス開始時期を10月にすることはできないでしょうか。もしくは、調達仕様書P.8 2.2 を今回の調達範囲外とし、記載の利用期間等監視システムが出力する情報の定義を事前に固めて利用機関等内で統一化済みとしておくことはできないでしょうか。	8月リリースにするためには開発開始前に各利用機関から出力される/F仕様確定し、各利用機関から仕様に沿ったログ情報が出力される前提であれば可能と考えます。開発開始後に各利用機関監視システムに対してF調整やリソース調整を行う場合、少なくとも1ヶ月以上は期間がかかる見込みで、そのあとからサンプルデータを収集できるようになる場合、製造着手の遅れや利用機関側の足並みが揃わず五月雨にデータ収集が始まる形になることが想定されるため（想定するスケジュール感（仮）） 要件定義+各利用期間監視システムとのF/リソース調整：4月、5月(2ヶ月) 設計（ログ変換・転送・集約・ストア）：5月、6月(1.5ヶ月) 環境構築：4月、5月(1.5ヶ月) 製造（ログ変換・転送・集約・ストア・画面）：6月、7月、8月(2ヶ月～2.5ヶ月) 試験：8月(1ヶ月) 試行運用：9月(1ヶ月) サービス開始：10月	ご指摘の仕様書のスケジュールに関しては、あくまで「デジタル庁が想定する本業務のスケジュール」ですので、その想定をふまえて、ご提案にお任せします。
81	意見	01_調達仕様書（案）	8	2	2.2	-	1	事前にログの出力仕様が固まっていることが望ましいですが、受注者の対応範囲は「GSS利用機関等監視システムのログ出力仕様を整理し、各監視システムの運用事業者へ依頼書を提示する」までにすることは可能でしょうか。	既存の構築・運用事業者が存在するGSS利用機関等監視システムに対し、第三者の事業者が手を入れるのは望まれないと考えます。	以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
82	意見	O1_調達仕様書(案)	8	2	2.2	-	1	「ホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、同システムの構築運用事業者と調整の上、ホスト環境の拡張を行う」とありますが、リソースの拡張作業は構築・運用事業者の作業範囲にすることは可能でしょうか。	既存の構築・運用事業者が存在するGSS利用機関等監視システムに対し、第三者の事業者が手を入れるのは望まれないと考えます。	以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。 以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。 各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。
83	意見	O1_調達仕様書(案)	22	4	4.1	(1) ⑤	1	「Microsoft PowerApps等のローコード、ノーコードアプリケーション開発の実績があること。」の条件を外していただけないでしょうか。	今回、Azureサービス以外のご提案を検討しているため	ご指摘については、Microsoft PowerApps等としているため、特定のサービスに限定する資格要件としておりません。
84	意見	O1_調達仕様書(案)	25	4	4.1	(4) ③ i、ii	1	下記2点の条件を外していただけないでしょうか。 i PowerApps、Azure Logic Apps、Power BI、Azure Workbooksによる開発構築経験を有すること。 ii Kusto 照会言語 (KQL) による開発経験を有すること。	今回、Azureサービス以外のご提案を検討しているため	ご指摘を踏まえて、仕様書から当該条件を削除いたします。
85	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	2.3	①	2	以下の条件を加えてはいかがでしょうか。 ・扱うデータの活用頻度に応じてデータ毎に保存するストレージ性能を選択できること。 ・蓄積されたデータはリストア等を行うことなく、検索を行うことができること。	ストレージ性能が均一の場合、環境費が高価になることが想定されます。 SIEMで使う場合の多くは直近の日付の情報のみで、傾向監視する場合でも数か月のケースがほとんどであり、1年前のデータを参照するケースは少ないと思われます。 そのため、データの活用頻度に応じて、高性能のストレージと低価格のストレージに分けるのが良いと考えます。ただし、低価格のストレージにデータを置いた場合もいつでも検索できる状態にしておくことが重要と考えるため、左記の2点を挙げさせていただきました。	「費用対効果を含めて最適な冗長構成を提案すること」と記載しておりますので、効率的な構成でご提案いただけると想定しております。ご指摘の要件については記載しません。
86	意見	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	2.4	-	2	以下の条件を加えてはいかがでしょうか。 ・データ可視化・分析機能は、クエリ等を書くことなく、GUIベースでドラッグ&ドロップ等の簡易な操作でダッシュボード表示機能や個別データ表示機能を作成できること。	運用開始後、保守業務の中でダッシュボードや個別データ表示機能の改修や追加を継続して行う想定となっております。そのため、改修、追加業務においても少ない稼働や期間で対応できたり、画面を見ながらの微調整ができるメリットがあります。 また、簡単なトランスファを行うことでGSSや各利用機関が自身でダッシュボードを作成することができるようになります。	ご指摘については、要件定義書に「表示データもしくは対象表示エリアをクリックする等の簡単な操作により、表示データに紐づく属性情報を参照できること。」と記載しているため、追加不要と判断します。
87	意見	O1_調達仕様書(案)	22	4	4.1	(1)	1	【仕様書上の記載】 ⑤ Microsoft PowerApps等のローコード、ノーコードアプリケーション開発の実績があること。 【意見】 特殊要件等へ対応するため、独自にアプリケーション等を開発し提供する要件が仕様上明確に確認できないため、また、Azureサービス以外の製品選定を検討しているため、資格条件を外していただきたい。	Azureサービス以外の選定を検討しているため	ご指摘については、Microsoft PowerApps等としているため、特定のサービスに限定する資格要件としておりません。
88	意見	O1_調達仕様書(案)	25	4	4.1	(4)	1	【仕様書上の記載】 ③ プロジェクトメンバ プロジェクトメンバは、以下の要件を全て満たすこと。なお、複数の担当者で要件を満たすことも認める。 i PowerApps、Azure Logic Apps、Power BI、Azure Workbooks による開発構築経験を有すること。 ii Kusto 照会言語 (KQL) による開発経験を有すること。 【意見】 Azureサービス以外の製品選定を検討しているため、資格条件を外していただけないでしょうか。	Azureサービス以外の選定を検討しているため	ご指摘を踏まえて、仕様書から当該条件を削除いたします。
89	意見	O2_別添資料1.要件定義書	1	1	-	①	2	【要件定義書上の記載】 ①監視データ収集 監視データの各エントリに、GSS 利用機関等監視システム上で記録したタイムスタンプを保持し、データ可視化・分析機能で当該タイムスタンプを確認できること。 【意見】 「GSS利用機関等監視システム上で記録したタイムスタンプを保持し」と記載がございますが、監視機器により設定されている時刻のタイムゾーンのずれがある場合は本章「GSS利用機関等監視システムに対する構成の変更」内でJST又はUTCのどちらかに統一させたほうがよいと考えます。	データ可視化・分析機能について確認する際に時刻の表記のずれをなくして、運用性を向上させるため。	ご指摘を踏まえ、下記のとおり追記いたします。 「なお、時刻についてはJSTに統一すること。」

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
90	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	1	1	-	-	1	<p>【要件定義書上の記載】 各利用機関に展開されているGSS 利用機関等監視システムの現行構成の調査・確認を行い、GSS統合監視システムが必要とするデータを、同システムの「データ転送機能」と連携して、適切に取得できるよう、GSS 利用機関等監視システムの構成の変更を行う。</p> <p>【意見】 「GSS利用機関等監視システムの構成の変更を行う」と記載がございますが、O1_調達仕様書（案）第2章第4節「調達案件及びこれと関連する調達案件」に記載されている⑯⑰⑱の各調達にて構築される監視システムの構成の変更は、本調達内での作業に含まないと理解いたしました。各調達の監視システムの構成の変更は各調達内にて行うことを明記した方がよろしいと考えます。</p>	作業範囲の明確化及び見積の正確性向上のため。	<p>以下のような役割分担を想定しています。 ○本調達事業者：利用機関等監視システムの変更内容の提案 ○構築・保守事業者：デジタル庁が具体的な変更内容を協議し指示を行う。</p> <p>以上を踏まえ、仕様書においては、以下のような記載を修正します。</p> <p>各利用機関に個別構築されているGSS利用機関等監視システムは、構築における業務要件が同一ではなかったことから、同システムが収集しているデータ項目、基準等が各利用機関同士で統一されていない。必要とするデータを各GSS利用機関等監視システムから過不足なく取得できるようにするため、GSS利用機関等監視システムの設定を必要に応じて見直す。 具体的には、本調達事業者は、GSS利用機関等監視システムの構成変更にあたって、同システムの構築・保守事業者の行う構成変更案を作成し、デジタル庁に提出すること。その際は、統合監視に必要な機能を満たしつつ、構築・保守事業者の負担を必要最小限とするように留意する。 デジタル庁は、GSS利用機関等監視システムの変更内容について、個別に構築・保守事業者に対して協議をし、構成変更の指示を行うものとする。 なお、構成変更にあたり、GSS利用機関等監視システムを実行しているホスト環境にデータ格納領域の不足もしくはCPUの計算リソースの不足が見込まれる場合は、デジタル庁が、同システムの構築・保守事業者と調整の上、ホスト環境の拡張等を行う。 また、本調達においては、令和6年4月までにネットワークの監視を開始しているGSS利用機関等監視システムを対象とする。</p>
91	意見	O1_調達仕様書（案）	4	1	4		1	<p>【仕様書原文】 図 1-GSS 統合監視システム全体構成</p> <p>【意見】 「調達範囲」箇所にAzureサービスの記載がありますが、要求機能を実現する他製品でのご提案も許容をいただきたいです。（許容される場合、現在記載のサービス名は削除いただけますでしょうか）</p>	要求事項を満たす仕様書記載の製品以外での提案を検討しているため。	ご指摘の図については、要件定義書の図4、5に示しているとおり、具体的な製品名の記載はあくまで例示であるため、要件を満たすものであれば製品は問わない整理です。
92	意見	O1_調達仕様書（案）	22	4	1	(1) ⑤	1	<p>【仕様書原文】 Microsoft PowerApps 等のローコード、ノーコードアプリケーション開発の実績があること。</p> <p>【意見】 必須要件から外していただきたいです。</p>	Azureサービス以外の構成での提案を検討中のため。	ご指摘については、Microsoft PowerApps等としているため、特定のサービスに限定する資格要件としておりません。
93	意見	O1_調達仕様書（案）	25	4	1	③ i	1	<p>【仕様書原文】 i PowerApps、Azure Logic Apps、Power BI、Azure Workbooks による開発構築経験を有すること。 ii Kusto 照会言語 (KQL) による開発経験を有すること。</p> <p>【意見】 必須要件から外していただきたいです。</p>	Azureサービス以外の構成での提案を検討中のため。	ご指摘を踏まえて、仕様書から当該条件を削除いたします。
94	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	3	2	2	①	3	<p>【要件定義書原文】 複数の「データ転送機能」から同時並行してデータを受信し処理できること。なお、同時並行数は運用を通して並行できること。</p> <p>【意見】 「同時並行数は運用を通して並行できること」 ↓ 「同時並行数は運用を通して調整できること」 でしょうか。</p>	一部記載の間違いと思われるため。	ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「同時並行数は運用を通して調整できること」